

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>地質・土質調査業務共通仕様書 目 次</p> <p>第1章 総則 第1節 総則 第1-1条～第1-22条 [略] 第1-23条 契約変更 <u>9</u> 第1-24条～第1-38条 [略] 第1-39条 環境負荷低減への取組 <u>16</u> 第1-19条～第1-40条 [略] 第2章～第12章 [略] 業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧） [略]</p> | <p>地質・土質調査業務共通仕様書 目 次</p> <p>第1章 総則 第1節 総則 第1-1条～第1-22条 [略] 第1-23条 契約変更 <u>8</u> 第1-24条～第1-38条 [略] 第1-39条 環境負荷低減への取組 <u>15</u> 第1-19条～第1-40条 [略] 第2章～第12章 [略] 業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧） [略]</p> |
| <p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1-1条～第1-8条 [略] 第1-9条 打合せ等 1～3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」^{※1}「<u>ウィークリースタンス</u>」^{※2}に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第1-10条 [略] 第1-11条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGR I S上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 [略] 第1-12条～第1-40条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査 第3-1条～第3-2条 [略] 第3-3条 調査方法 <u>1～11</u> [略] 12 コア採取を目的とするボーリングにあつては、次の各号に掲げる事項によるものとする。 (1)～(6) [略]</p> | <p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1-1条～第1-8条 [略] 第1-9条 打合せ等 1～3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」[※]に努める。 ※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>[新設]</u> 第1-10条 [略] 第1-11条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGR I S上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 [略] 第1-12条～第1-40条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査 第3-1条～第3-2条 [略] 第3-3条 調査方法 <u>1～11</u> [略] 12 コア採取を目的とするボーリングにあつては、次の各号に掲げる事項によるものとする。 (1)～(6) [略]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(7) 採取したコアは、<u>試料箱 (コア箱)</u> (原則として内長 1 m 程度で 5 m 分のコアが収納できるもの。) に丁寧に収め深度を明記する。その際、1 回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>試料箱 (コア箱)</u> の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。</p> <p>13～16 [略] 第3-4条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 ポータブルコーン貫入試験 第5-8条 [略] 第5-9条 試験方法 試験方法及び器具は、<u>JGS1431 (ポータブルコーン貫入試験方法)</u> によるものとする。 2～4 [略] 第5-10条 成果物 成果物は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1431 (ポータブルコーン貫入試験方法) により整理し提出するものとする。</u></p> <p>第5節・第6節 [略]</p> <p>第6章～第12章 [略]</p> <p>業務関係書類一覧表 (情報共有システム取扱対象の書類一覧) [略]</p> | <p>(7) 採取したコアは、<u>標本箱</u> (原則として内長 1 m 程度で 5 m 分のコアが収納できるもの。) に丁寧に収め深度を明記する。その際、1 回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>標本箱</u> の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。</p> <p>13～16 [略] 第3-4条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 ポータブルコーン貫入試験 第5-8条 [略] 第5-9条 試験方法 試験方法及び器具は、<u>地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーター</u> によるものとする。 第5-10条 成果物 成果物は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>深度と静的貫入抵抗 q_c の関係</u></p> <p>第5節・第6節 [略]</p> <p>第6章～第12章 [略]</p> <p>業務関係書類一覧表 (情報共有システム取扱対象の書類一覧) [略]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1条～第19条 [略] 第20条 検査 8 第21条～第40条 [略]</p> <p style="text-align: right;">業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧） [略]</p> | <p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1条～第19条 [略] 第20条 検査 7 第21条～第40条 [略]</p> <p style="text-align: right;">業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧） [略]</p> |
| <p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第9条 [略]</p> <p>第10条 打合せ等 1～3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「<u>ウィークリースタンス</u>」※2に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGR I S上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第13条～第40条 [略]</p> <p style="text-align: right;">業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧） [略]</p> | <p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第9条 [略]</p> <p>第10条 打合せ等 1～3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>[新設]</u></p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGR I S上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第13条～第40条 [略]</p> <p style="text-align: right;">業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧） [略]</p> |

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| 設計業務共通仕様書 目 次 | 設計業務共通仕様書 目 次 |
| 第1章 総則 第1-1条～第1-10条 [略] 第1-11条 業務計画書 <u>7</u> 第1-12条～第1-20条 [略] 第1-21条 条件変更等 <u>9</u> 第1-22条～第1-39条 [略] | 第1章 総則 第1-1条～第1-10条 [略] 第1-11条 業務計画書 <u>6</u> 第1-12条～第1-20条 [略] 第1-21条 条件変更等 <u>8</u> 第1-37条～第1-39条 [略] |
| 第2章 [略] 業務関係書類一覧表 (情報共有システム取扱対象の書類一覧) [略] | 第2章 [略] 業務関係書類一覧表 (情報共有システム取扱対象の書類一覧) [略] |
| 設計業務共通仕様書 | 設計業務共通仕様書 |
| 第1章 総 則 第1-1条～第1-5条 [略] 第1-6条 管理技術者 1・2 [略] 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム <u>(GIS) を活用する</u> 業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。ただし、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者としてすることができる。 | 第1章 総 則 第1-1条～第1-5条 [略] 第1-6条 管理技術者 1・2 [略] 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム <u>に関する</u> 業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。ただし、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者としてすることができる。 |
| 第1-7条～第1-9条 [略] | 第1-7条～第1-9条 [略] |
| 第1-10条 打合せ等 1～3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」 ^{※1} 「 <u>ウィークリースタンス</u> 」 ^{※2} に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> | 第1-10条 打合せ等 1～3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」 [※] に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>[新設]</u> |

改正後

第1-11条 [略]

第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 [略]

第1-13条～第1-39条 [略]

第2章 [略]

業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧）
[略]

主要技術基準及び参考図書

| 名 称 | 発 行 所 名 | 備 考 |
|--------------------------------|------------------------------------|-----|
| 土地改良事業計画設計基準 | <u>農 林 水 産 省</u> | |
| 土地改良事業計画指針 | // | |
| <u>土地改良事業設計指針</u> | // | |
| 土地改良事業標準設計 | // | |
| コンクリート標準示方書 | 土 木 学 会 | |
| 道路構造令の解説と運用 | 日 本 道 路 協 会 | |
| 改定 解説・河川管理施設等構造令 | 日 本 河 川 協 会 | |
| 解説 電気設備の技術基準 | <u>経 済 産 業 省 保 安 ・ 安 全 グ ル ー プ</u> | |
| ダム設計基準 | 日 本 大 ダ ム 会 議 | |
| 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 | |
| 舗装設計施工指針 | // | |
| 舗装施工便覧 | // | |
| 道路橋示方書・同解説 | // | |
| 防護柵の設置基準・同解説 | // | |
| トンネル標準示方書・同解説 | 土 木 学 会 | |
| 水門鉄管技術基準 | <u>電 力 土 木 技 術 協 会</u> | |
| 鋼構造物計画設計技術指針 | <u>農 林 水 産 省</u> | |
| 電気設備計画設計技術指針 | // | |
| 水管理制御方式技術指針 | // | |
| <u>土木工事等共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書</u> | // | |
| 土木工事施工管理基準 | // | |
| 土木製図基準 | 土 木 学 会 | |

現 行

第1-11条 [略]

第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 [略]

第1-13条～第1-39条 [略]

第2章 [略]

業務関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧）
[略]

主要技術基準及び参考図書

| 名 称 | 発 行 所 名 | 備 考 |
|-------------------|------------------------------------|-----|
| 土地改良事業計画設計基準 | <u>農 業 農 村 工 学 会</u> | |
| 土地改良事業計画指針 | // | |
| <u>[新設]</u> | <u>[新設]</u> | |
| 土地改良事業標準設計 | <u>農 業 農 村 整 備 情 報 総 合 セ ン タ ー</u> | |
| コンクリート標準示方書 | 土 木 学 会 | |
| 道路構造令の解説と運用 | 日 本 道 路 協 会 | |
| 改定 解説・河川管理施設等構造令 | 日 本 河 川 協 会 | |
| 解説 電気設備の技術基準 | <u>経 済 産 業 省 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁</u> | |
| ダム設計基準 | 日 本 大 ダ ム 会 議 | |
| 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 | |
| 舗装設計施工指針 | // | |
| 舗装施工便覧 | // | |
| 道路橋示方書・同解説 | // | |
| 防護柵の設置基準・同解説 | // | |
| トンネル標準示方書・同解説 | 土 木 学 会 | |
| 水門鉄管技術基準 | <u>水 門 鉄 管 協 会</u> | |
| 鋼構造物計画設計技術指針 | <u>農 業 土 木 事 業 協 会</u> | |
| 電気設備計画設計技術指針 | <u>農 業 土 木 機 械 化 協 会</u> | |
| 水管理制御方式技術指針 | // | |
| 土木工事等共通仕様書 | <u>農 業 土 木 技 術 連 盟</u> | |
| 土木工事施工管理基準 | <u>農 業 土 木 事 業 協 会</u> | |
| 土木製図基準 | 土 木 学 会 | |